

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七條 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第十条第二号から第七号までに掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。</p> <p>(行政文書の開示義務) 第十条 (略) 一 削除</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人</p>	<p>(開示請求に対する措置) 第七條 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第十条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。</p> <p>(行政文書の開示義務) 第十条 (略) 一 法令又は条例等(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができないと認められる情報 二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ・ハ （略）

二の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三―七 （略）

（部分開示）

第十一条（略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第二号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第十六条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下この条において同じ。）に対して開示請求をする者は、別表に定める手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

一 実施機関が第七条第二項の決定をした場合

二 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

三 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

21 県が設立した地方独立行政法人又は地方公社に対して開示請求をする者は、県が設立し

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ・ハ （略）

三―七 （略）

（部分開示）

第十一条（略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第二号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第十六条 第五条の規定による請求に係る行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

た地方独立行政法人又は地方公社が定めるところにより、当該開示請求に係る行政文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第十七条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る行政文書が第九条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(他の制度等との調整)

第十七条 実施機関は、法令等（広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）を除く。次項において同じ。）の規定により、開示請求に係る行政文書が第九条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

別表（第十六条関係）

区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇〇円（用紙の両面を用いるときは、四〇〇円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇〇円（用紙の両面を用いるときは、二〇〇円）
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、規則で定める。

(広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第二条 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第二条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求について審議するため、附属機関として広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「保護法」という。）</p>	<p>(設置)</p> <p>第二条 次に掲げる条例の規定による諮問に応じ、審査請求について審議するため、附属機関として広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第三十四条第一項</p>

〔第一百五十三条第三項において準用する同条第一項〕

第三条 (定義) (略)

一 広島県情報公開条例第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(広島県情報公開条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。)

二 保護法第一百五十三条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(広島県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)第二条第二項に規定する実施機関をいう。)

2 (略)

3 この条例において「保有個人情報」とは、保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

第五条 (委員) (略)

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3-5 (略)

(意見の陳述等)

第十一条 (略)

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 (略)

(手数料等)

第十五条 第十二条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に定める手数料(以下「手数料」という。)を納めなければならない。

2 手数料は、第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定による交付の際に納めなければならない。)

(手数料の減免)

第十六条 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料に係る委任)

第十七条 前一条に定めるもののほか、手数料に関し必要な事項は、知事が定める。

第三条 (定義) (略)

一 広島県情報公開条例第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関

二 広島県個人情報保護条例第三十四条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関

2 (略)

3 この条例において「保有個人情報」とは、広島県個人情報保護条例第十二条第一項に規定する開示決定等、第二十五条第一項に規定する訂正決定等又は第三十二条第一項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

第五条 (委員) (略)

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3-5 (略)

(意見の陳述等)

第十一条 (略)

2 (略)

(費用負担)

第十五条 第十二条第一項の規定により意見書又は資料の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令との調整)

第十八条 保護法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第十条第四項、第十一条、第十二条及び第十四条の規定にかかわらず、保護法及び行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定による。

2| 前項の場合において、第十五条第一項中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による」と読み替えるものとする。

第十九条・第二十条 (略)

第十六条・第十七条 (略)

別表(第十五条第一項関係)	
区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇〇円(用紙の両面を用いるときは、四〇〇円)
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇〇円(用紙の両面を用いるときは、二〇〇円)
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円
備考 用紙及び光ディスクの規格は、規則で定める。	

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県情報公開条例第七条、第十条、第十一条及び第十六条の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前にされた広島県個人情報情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)附則第二条による廃止前の広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第九条の規定による開示、同条例第二十二條の規定による訂正又は同条例第二十九条の規定による利用停止請求に係る不服申立てについては、なお従前の

例による。

2 この条例の施行の際現に委員に任命されている者の任期については、第二条の規定による改正後の広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。